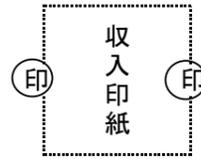


(参考様式:民間事業者用)

定期調(検)査委託契約書



委託業務の名称

特定建築物等定期調(検)査委託業務

履行期限

契約の日から令和 年 月 日

業務委託料

円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

(所有者等)

委託者 _____ を甲とし、

(調(検)査者)

受託者 _____ を乙として、

次の条項により定期調(検)査委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、第3条の調(検)査の方法に基づき、頭書の業務委託料をもって、頭書の履行期限までに、頭書の委託業務を完了しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条 建築基準法第12条第1及び第3項に基づく特定建築物等の定期調(検)査報告に必要な調(検)査及び報告に関する一切の事項とする。

(調(検)査の方法)

第3条 乙は、委託業務を処理するにあたっては関係法令、規則等の規定によるほか、一般財団法人日本建築防災協会発行の「特定建築物定期調査業務基準」、「防火設備定期検査業務基準」、及び一般財団法人日本建築設備・昇降機センター発行の「建築設備定期検査業務基準書」を遵

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 甲は、この契約書の成果物を自由に使用することができる。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調(検)査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調(検)査し、または報告を求めることができる。

(当事者の協力)

第7条 甲は、必要な資料、情報を積極的に提示し、かつ、調(検)査について便宜を与える。

(調(検)査予定日)

第8条 甲と乙の協議により決定する。

(調(検)査報告書の提出等)

第9条 乙は、定期調(検)査報告書を令和 年 月 日までに、特定行政庁から定期報告の受付業務の委託を受けている一般財団法人なら建築住宅センターに提出する。

(業務内容等の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、または委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料または履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(期限の延長)

第11条 乙は、その責に帰することのできない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第12条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害も含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第13条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から〇〇日以内に成果品について検査を行わなければならない。
3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。
4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を甲に引き渡すものとする。

(委託料の支払い)

第14条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、業務委託料の支払いを請求するものとする。
2 甲は、前項の支払い請求があったときは、その日から〇〇日以内に支払わなければならない。

(契約の解除)

第15条 二者のうちいずれか一方が、この契約を履行しない時は、相手方の契約を解除することができる。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第17条 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ双方各1通を保有する

令和 年 月 日

甲 住 所

名 称

代表者氏名

印

乙 住 所

事務所名

氏 名

印

注意

参考様式ご利用についての注意

- (一財)なら建築住宅センターの支援サービス手数料は、当センターのホームページに掲載していますのでご利用ください。
- この参考様式は、発注者及び調査者の利便を図るために作成しました。なお、部分的に修正を加えてご利用いただくことは差し支えありません。
- 従前の三者(発注者・(一財)なら建築住宅センター・調(検)査者)による覚書また契約書は廃止いたしました。